

てしま 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

(平成5年(調)第4号・第5号・平成8年(調)第3号事件)

1 事件の概要

香川県小豆郡土庄町豊島に長期間にわたり大量の産業廃棄物が不法投棄されたとして、平成5年11月11日、豊島の住民438人から、香川県知事に対し調停を求める申請があり(公害紛争処理法第27条第1項)、同月15日、同島の住民111人から参加の申立てがあった。

この調停申請は、香川県、同県職員2人、不法投棄を行った廃棄物処理業者、その実質的な経営者及び同人の父親並びに21の廃棄物排出事業者を被申請人(相手方)として、①共同して豊島内の家浦字水ヶ浦3151番地の1外49筆の土地(面積約28.5ヘクタール、以下「本件処分地」という。)上に存在する一切の産業廃棄物を撤去すること、②連帯して申請人ら各自に対し金50万円を支払うことを求めるものであり、その理由は、被申請人らが、違法な産業廃棄物の処理を行い、又はこれに関与し、あるいは廃棄物処理業者に対する適切な指導監督を怠ったために、本件処分地に有害物質を含有する膨大な量の産業廃棄物が放置され、申請人らに水質汚濁による被害が生ずるおそれが生じており、現に申請人らは多大の有形無形の不利益を被り続けているというものである。

2 公害等調整委員会による事件の担当

ア 本事件は、被申請人となった排出事業者の所在地が福井県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、香川県に及び、県際事件(公害紛争処理法第24条第1項第3号)に該当することから、香川県知事は、これら関係府県の知事と連合審査会の設置について協議した(公害紛争処理法第27条第3項)。しかし、この協議がととのわなかったため、香川県知事は、平成5年12月20日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し(公害紛争処理法第27条第5項)、同委員会が本調停事件を担当することとなった(平成5年(調)第4号事件・第5号事件)。

公害等調整委員会は、直ちに調停委員会を設け、調停委員会は、平成6年1月24日、前記参加を許可し、調停手続を開始した。

イ 本調停手続の過程において、平成8年10月23日、申請人らのうちの5人から、国(代表者厚生大臣)を被申請人(相手方)として、本件処分地に存在する一切の産業廃棄物及び汚染土壌を撤去することを求める調停申請があった(平成8年(調)第3号事件)。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)上の都道府県知事の事務の管理執行は国の機関委任事務であるから、国は香川県知事の行為の結果について責任を負うことを理由とするものである。

3 香川県との間の調停手続の経過

ア 調停委員会は、平成6年3月23日、第1回調停期日を開催し、以後申請人ら及び参

加人ら(以下「申請人ら」という。)と香川県から事情聴取を重ねたところ、両者の間には、本件処分地の産業廃棄物の実態認識についての食い違いのため、主張に大きな隔たりがあることが明らかになった。そこで、調停委員会は、同年7月29日に開催した第4回調停期日において、専門委員により本件処分地の産業廃棄物等の実態調査を行い、その結果を踏まえて、科学的・技術的知見に基づいた撤去及び環境保全に必要な措置並びにこれらに必要な費用の検討を行う方針を明らかにし、同年8月、廃棄物や地下水汚染を専門とする大学教授、研究者3名が専門委員に任命された(平成11年法律第102号による改正前の公害等調整委員会設置法第18条)。

この調査(公害等調整委員会設置法第16条)は、地質調査等を専門とする会社に委託してボーリングや掘削等を行い、本件処分地の廃棄物の量や種類を明らかにし、更には地下水や周辺環境等をも調査するという極めて大規模なもので、同年12月13日から平成7年3月末まで行われ、その費用は、国費から2億3,600万円余が支弁された。この調査の結果、本件処分地に残された廃棄物は、汚染土壌を含め、量にして約49.5万立方メートル、56万トンにもものぼり、約6万9,000平方メートルの範囲に分布していること、その中には、鉛、水銀等の重金属やダイオキシンを含む有機塩素系化合物等の有害物質が相当量含まれており、影響は地下水にまで及んでいることが判明した。

専門委員は、この調査結果に基づき、現状においても本件処分地内の有害物質が北海岸から海域に漏出していると考えられるとし、本件処分地をこのまま放置すると、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるので、早急に適切な対策が講じられるべきであるとの実態認識を示した上、廃棄物及び汚染土壌に焼却等による減量化、安定化、無害化を目的とした中間処理を施すかどうか、中間処理及び最終処分を豊島内で行うか豊島外で行うか、あるいは現状のまま環境保全措置を施すかといった選択肢に応じて7つの案を示した。これらの案のうち、中間処理又は最終処分を行う案による場合には、施設建設に約134億円ないし191億円の費用を要し、処理には約10年の期間を要すると試算された。

調停委員会は、これらの案をもとに調整を進めた結果、平成9年7月18日、申請人らと香川県との間で、香川県が本件処分地に存する廃棄物及び汚染土壌(以下「本件廃棄物等」という。)に中間処理を施すことによりできる限り再生利用を図ることなどを内容とする別記1のおりの中間合意が成立した。

本事件において、実態調査及び専門委員が事件の解決のために極めて大きな役割を果たしたが、これが可能であったのは、こうした調査費用が当事者の負担とならず、国庫の負担で行うことができるという公害等調整委員会及び公害紛争処理制度の大きな特色によるものである。

イ 香川県は、この中間合意に基づき、「香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会」(以下「技術検討委員会」という。)を設置し、同委員会は、同年8月以降、20回にわたる会議を開催して検討を重ね(第1次、第2次)、平成11年5月、その結果を最終報告書にまとめた。同委員会は、中間処理の方式として焼却・溶融方式を採用すれば、生成されるスラグ、飛灰

などの副成物の再利用が可能である旨の見解を表明し、併せて中間処理が完了するまでの間に講ずべき暫定的な環境保全措置の内容を示した。

ウ 中間合意においては、中間処理施設は豊島内に建設し、本件廃棄物等の処理が終了した後は撤去することが前提となっていた。しかし、香川県は、同年7月、施設の有効活用という観点から、中間処理施設を豊島の約5キロ西方にある直島の△△株式会社敷地内に建設することを提案した(以下「直島案」という)。

この直島案を実現するためには、本件廃棄物等の海上輸送の方法や、直島に中間処理施設を建設し、運転することに伴う周辺環境や漁業等への影響といった諸問題を検討する必要があった。そこで、香川県は、技術検討委員会(第3次)を設置し、同委員会は、同年10月から上記のような事項についての検討を重ね、平成12年3月、所要の対策を講ずることにより、本件廃棄物等の中間処理を直島に建設する中間処理施設において二次公害を発生させることなく実施することができる旨の見解を表明した。

直島町は、このような検討結果を受け、アンケートなどにより住民意思を把握した上、同月、中間処理施設の受入れを表明した。

エ 調停委員会は、こうした状況を踏まえ、同年4月4日、準備期日を設け、この期日において、申請人らと香川県は、今後直島案を前提に調停手続を進行させることに合意し、併せて香川県は暫定的環境保全措置を最終合意の成立に先行して実施することを明らかにした。その後、調停委員会は、申請人らと香川県との間で密度の濃い調整を進め、その結果、最終合意に向けての見通しが得られたため、同年5月26日、第36回調停期日を開催し、それまでの調整の経過を踏まえて作成した調停条項案を申請人らと香川県の双方に提示した。

調停委員会は、香川県議会における調停条項案の議決及び申請人側の内部的な意思確認を経て、同年6月6日、第37回調停期日を開催し、同期日において、申請人らと香川県との間に、別記2のとおり調停が成立した。この調停は、香川県が申請人らに謝罪し、香川県は平成28年度末までに本件廃棄物等を豊島から撤去し、直島に設置される施設において焼却・溶融処理を行うことを骨格とするものである。

この調停期日は、申請人らの要望により、現地の豊島小学校の体育館において開催し、申請人側は、本人及びその家族ら約600人が出席した。合意書への署名押印が行われた後、申請人ら代表と香川県知事が握手を交わし、両当事者は、合意内容の実現に向けて歩き出した。

本件廃棄物等の搬出には長期間を要し、しかも搬出するのは有害物質を含む廃棄物及び汚染土壌である。そこで、調停条項においては、本件事業(6項(1)参照)の実施について協議するため申請人らの代表者等及び香川県の担当職員等による協議会を設置すること(同項(3))及び香川県は専門家の指導・助言等のもとに本件事業を実施すること(7項)を定め、これらの条項に基づいて、別記3のとおり「豊島廃棄物処理協議会設置要綱」及び別記4のとおり「専門家の関与に関する大綱」が定められた。また、上記のような本事件の特殊性にかんがみ、公害等調整委員会としては、豊島廃棄物処理協議会が円滑・適切に機能するように

支援を行っていくこととしている。

4 香川県以外の被申請人との間の調停手続の経過

ア 調停委員会は、平成9年2月26日に開催した第15回調停期日において、被申請人となっていた排出事業者に対し、廃棄物処理法及び同法施行令に定める委託基準に違反した廃棄物の処理委託を行った結果、受託者により不適正な処理が行われた場合には、排出事業者は処理責任を果たしたといえず、適正な処理をすべき責任が残存している旨を指摘するとともに、対策に要する費用等について応分の負担をするように求め、引き続き個別協議を重ねた。その結果、平成12年1月までに19の排出事業者が解決金の負担に応ずることを認め、申請人らとの間で、別記5(14業者)、別記6(2業者)、別記7(2業者)及び別記8(1業者)のおおりの調停が順次成立した。これら排出事業者が負担に応ずることを認めた解決金の総額は、3億7,819万8,000円にのぼり、香川県との間の調停成立時点において、そのうち3億2,500万8,000円が既に支払われていた。このように、廃棄物の不法投棄に係る事件において、廃棄物の排出事業者が紛争の解決のため負担に応じた事例はなく、本調停は、この点において先例を開くものであった。

イ 調停委員会は、残る排出事業者2業者、廃棄物処理業者、その実質的な経営者(調停係属中に父親の地位を相続により承継)との間については、同年6月6日、当事者間に合意が成立する見込みがないとして、公害紛争処理法第36条第1項の規定に基づき調停を打ち切った。

一方、申請人らは、香川県との間の前記調停成立に先立ち、同年5月29日、被申請人となった同県職員2人を被申請人とする申請を取り下げるとともに、平成8年(調)第3号事件(国を被申請人とする申請)の申請人らは、平成12年6月6日、同事件の申請を取り下げた。

我が国で最大規模の産業廃棄物不法投棄事件といわれてきた豊島の産業廃棄物をめぐる調停事件は、香川県との間で調停が成立した同日をもって全面的に終結した。

別記 1

中間合意の成立について

申請人らと被申請人香川県との間の公調委平成5年(調)第4号,第5号豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件について,本日,(1)被申請人香川県が中間処理を実施する場合,これに必要な土地については,これまで土地所有者から無償提供を受けることを前提に調停作業が行われてきたこと等にかんがみ,今後土地所有者が替わった場合でも,無償使用を前提に協議を行うこと,(2)排出事業者に対しては,今後も引き続き応分の負担を求めていくこと,を前提として,別紙のとおり,中間合意が成立した。

平成9年7月18日

公害等調整委員会調停委員会

(別紙)

1 被申請人香川県は,廃棄物の認定を誤り,廃棄物処理業者に対する適切な指導監督を怠った結果,本件処分地について深刻な事態を招来したことを認め,遺憾の意を表す。

2 (1)被申請人香川県は,本件処分地に存する廃棄物及び汚染土壌について,溶融等による中間処理を施すことによって,できる限り再生利用を図り,廃棄物処理業者により廃棄物が搬入される前の状態に戻すことを目指すものとする。

(2)中間処理施設は,本件処分地に存する廃棄物及び汚染土壌の処理を目的とし,これ以外の廃棄物等の処理はしない。

3 (1)被申請人香川県は,前項の中間処理施設の整備及び対策実施期間中の環境保全対策等のために必要な調査を平成9年度に行う。

(2)被申請人香川県は,調査に当たっては,学識経験者からなる技術検討委員会を設置し,これに調査内容及び調査方法等の決定並びに調査結果の評価等を委嘱する。

(3)技術検討委員会は,専門的な立場から公平中立に調査検討を行うこととする。

(4)申請人の代表者は,技術検討委員会に対し,その議事の傍聴を求めることができる。この場合において,技術検討委員会は正当な理由がなければ,傍聴を拒むことができない。

4 (1)被申請人香川県は,3項の調査の実施に際しては,申請人の理解と協力のもとに行うことが必要であることを確認する。

(2)申請人,被申請人香川県及び公害等調整委員会は,調査の期間中,調査の実施状況及び検討状況等について申請人に説明し意見を聞くために,三者からなる

協議機関を設置する。

(3) 前号の協議機関の開催及び議事進行等に係わる問題は、公害等調整委員会が申請人及び被申請人香川県の意見を聞いて判断する。

5 再生利用困難な飛灰及び残滓等の処分方法については、2項の趣旨を基本として、被申請人香川県の実施する調査の終了後、その結果を踏まえて、申請人及び被申請人香川県において、取扱いを協議する。

6 申請人は、被申請人香川県に対し、損害賠償請求をしない。

7 申請人及び被申請人香川県は、本中間合意に定められた事項を誠実に履行することを確約し、これを通じて相互の信頼関係を回復させることとする。

別記 2

(略称)

以下、申請人ら437名及び参加人ら111名を併せて「申請人ら」、被申請人香川県を「香川県」、別紙物件目録記載第1(省略)の土地を「本件処分地」、香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会(第1次ないし第3次。追加分を含む。)を「技術検討委員会」、利害関係人A自治会、同B自治会及び同C自治会を「豊島3自治会」という。

前 文

1 香川県小豆郡土庄町に属する豊島は、瀬戸内海国立公園内に散在する小島の一つである。この豊島に、産業廃棄物処理業を営む株式会社は、昭和50年代後半から平成2年にかけて、大量の産業廃棄物を搬入し、本件処分地に不法投棄を続けた。

豊島の住民は、平成5年11月、上記業者とこれを指導監督する立場にあった香川県、産業廃棄物の処理を委託した排出事業者らを相手方として公害調停の申立てをした。

2 当委員会は、調停の方途を探るため本件処分地について大規模な調査を実施した。その結果、本件処分地に投棄された廃棄物の量は汚染土壌を含め約49.5万立方メートル、56万トンに達すること、その中には、重金属やダイオキシンを含む有機塩素系化合物等の有害物質が相当量含まれ、これによる影響は地下水にまで及んでいることが判明した。このような本件処分地の実態を踏まえ、調停を進めた結果、平成9年7月申請人らと香川県との間に中間合意が成立し、香川県は、本件処分地の産業廃棄物等について、溶融等による中間処理を施すことによって搬入前の状態に戻すこと、中間処理のための施設の整備等について、香川県に設置される技術検討委員会に調査検討を委嘱することなどが確認された。

3 技術検討委員会は、平成9年8月から同12年2月にかけて調査検討を行い、その成果を第1次ないし第3次の報告書にまとめた。

その中で同委員会は、本件処分地の産業廃棄物等の処理は焼却・溶融方式によるのが適切であり、この方式による処理を、豊島の隣にある直島に建設する処理施設において、二次

公害を発生させることなく実施することができる旨の見解を表明した。この焼却・溶融方式は、処理の結果生成されるスラグ、飛灰などの副成物を最終処分することなく、これを再生利用しようとするものであり、我が国が目指すべき循環型社会の 21 世紀に向けた展望を開くものといえる。

4 本調停において、香川県は、この事件の今日に至るまでの不幸な道程に鑑み、1項のとおり謝罪の意を表し、申請人らはこれを諒としたうえ、双方は、技術検討委員会が要請する「共創」の考えに基づき、直島において、本件処分地の産業廃棄物等を上記3の方式によって処理し、豊島を元の姿に戻すことを確認して、下記調停条項のとおり合意した。これにより本件調停は成立した。

5 当委員会は、この調停条項に定めるところが迅速かつ誠実に実行され、その結果、豊島が瀬戸内海国立公園という美しい自然の中でこれに相応しい姿を現すことを切望する。

なお、10 項の解決金は、申請人らと排出事業者らとの間に成立した調停に基づき、排出事業者らが産業廃棄物等の対策費用をも含む趣旨で出捐したものである。このように、廃棄物の不法投棄にかかる事件において、その排出事業者が紛争の解決のため負担に応じた事例はなく、この調停は、この点において先例を開くものであったことを付言する。

調 停 条 項

1 (香川県の謝罪)

香川県は、廃棄物の認定を誤り、〇〇株式会社に対する適切な指導監督を怠った結果、本件処分地について土壌汚染、水質汚濁等深刻な事態を招来し、申請人らを含む豊島住民に長期にわたり不安と苦痛を与えたことを認め、申請人らに対し、心から謝罪の意を表す。

2 (基本原則)

香川県は、本調停条項に定める事業を実施するにあたっては、技術検討委員会の検討結果に従う。

3 (廃棄物等の搬出等)

(1) 香川県は、技術検討委員会の検討結果に従い、本件処分地の廃棄物及びこれによる汚染土壌（以下「本件廃棄物等」という。）を豊島から搬出し、本件処分地内の地下水・浸出水（以下「地下水等」という。）を浄化する。

(2) 本件廃棄物等の搬出は、技術検討委員会の検討結果に示された工程に基づき、平成 28 年度末までに行う。

4 (豊島内施設)

香川県は、技術検討委員会の検討結果に従い、速やかに、次に定める措置を講じる（以下、これにより設置される施設を「豊島内施設」という。）。

(1) 地下水等が漏出するのを防止する措置

(2) 本件処分地外からの雨水を排除するための措置，本件処分地内の雨水を排除するための措置及び地下水等を浄化するための措置

(3) 本件廃棄物等を搬出するために必要な施設（本件廃棄物等の保管・梱包施設，特殊前処理施設，管理棟，場内道路及び仮棧橋を含む。）の設置

5（焼却・溶融処理）

(1) 香川県は，技術検討委員会の検討結果に従い，搬出した本件廃棄物等を焼却・溶融方式によって処理し，その副成物の再生利用を図る。

(2) 本件廃棄物等の焼却・溶融処理は，技術検討委員会の検討結果に従い，香川県香川郡直島町所在の△△株式会社敷地内に設置される処理施設（以下「焼却・溶融処理施設」という。）において行う。

(3) 香川県は，焼却・溶融処理施設においては，本件廃棄物等の処理が終わるまでは本件廃棄物等以外の廃棄物の処理はしない。ただし，次に定める廃棄物等はこの限りではない。

ア 直島町が処理すべき一般廃棄物

イ 次項により設置する豊島廃棄物処理協議会において，本件廃棄物等と併せて処理することに合意が成立した物

6（申請人らと香川県との協力，豊島廃棄物処理協議会）

(1) 香川県は，本件廃棄物等の搬出・輸送，地下水等の浄化，豊島内施設の設置・運営及び本件廃棄物等の焼却・溶融処理の実施（以下，これらを「本件事業」という。）は，申請人らの理解と協力のもとに行う。

(2) 香川県は，技術検討委員会の検討結果に従い，環境汚染が発生しないよう十分に注意を払い，本件事業を実施する。

(3) 申請人らと香川県は，本件事業の実施について協議するため，別に定めるところにより，申請人らの代表者等及び香川県の担当職員等による協議会（以下「豊島廃棄物処理協議会」という。）を設置する。

7（専門家の関与）

香川県は，技術検討委員会の検討結果に従い，別に定めるところにより，関連分野の知見を有する専門家の指導・助言等のもとに本件事業を実施する。

8（本件処分地の土地使用関係）

(1) 豊島3自治会は，香川県及び本件事業実施関係者が，本件事業を実施するため，本件処分地に立ち入り，必要な作業を行うことを認める。

(2) 豊島3自治会は，香川県に対し，別紙物件目録記載第2（省略）の各土地（以下「地上権設定地」という。）について，香川県を権利者とする次の内容の地上権を設定し，これに基づく登記手続をする。ただし，地上権設定及び抹消登記手続費用は香川県の負担とする。

ア 目的 豊島内施設の所有

イ 期間 豊島内施設の存置期間

ウ 地代 なし

(3) 香川県は、前号の地上権を他に譲渡しない。ただし、豊島3自治会の承諾があるときはこの限りではない。

(4) 香川県は、本件処分地を本件事業以外の目的に利用しない。

(5) 豊島3自治会の代表者及びその委任を受けた者は、あらかじめ香川県に通知したうえで、地上権設定地及び豊島内施設に立ち入ることができる。

9 (豊島内施設の撤去及び土地の引渡し)

(1) 香川県は、豊島内施設の各施設を存置する目的を達したときは、速やかに、当該施設が存在する土地の地上権を消滅させるとともに、当該施設を撤去してその土地を豊島3自治会に引き渡す。

(2) 北海岸の土堰堤の保全にかかる施設及び遮水壁とその関連施設（これらの施設については、地下水の遮水機能は解除する。）は、当該施設を存置する目的を達したときは、土地の一部になるものとし、これを豊島3自治会に引き渡す。

(3) 香川県は、本件処分地を引き渡す場合、あらかじめ、技術検討委員会の検討結果に従い、専門家により、本件廃棄物等の撤去及び地下水等の浄化が完了したことの確認を受け、本件処分地を海水が浸入しない高さとしたうえで、危険のない状態に整地する。

10 (排出事業者の解決金)

(1) 申請人らと香川県は、公調委平成5年(調)第4号、同第5号豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件において、排出事業者らが申請人らに既に支払った解決金3億2,500万8,000円のうち申請人らは1億5,500万8,000円を取得し、香川県は本件廃棄物等の対策費用として1億7,000万円を取得する。

(2) 申請人らは、香川県に対し、平成12年6月15日限り、上記1億7,000万円を香川県の〇〇銀行の普通預金口座(口座番号(略))に振り込む方法により交付する。

(3) 上記調停事件において、××株式会社が申請人らに支払うことを約した解決金の支払請求権は、申請人らが取得する。

11 (請求の放棄)

申請人らは、香川県に対する損害賠償請求を放棄する。

12 (本件紛争の終結等)

(1) 申請人らと香川県は、本調停によって本件紛争の一切が解決したことを確認する。

(2) 申請人らと香川県は、今後互いに協力して本調停条項に定めた事項の円滑な実施に努めるものとし、さらに、香川県においては、県内の離島とともに豊島について離島振興の推進に努力するものとする。

13 (費用負担)

本件調停手続に要した費用は、各自の負担とする。

以 上

別 記 3

豊島廃棄物処理協議会設置要綱

1(目的)

調停条項6項(3)の規定に基づき、本件事業について協議するため、豊島廃棄物処理協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2(協議会員)

(1) 協議会は、次の者をもって構成する。

- ① 学識経験者2名
- ② 申請人らの代表者等7名
- ③ 香川県の担当職員等7名

(2) 学識経験者については、前項②及び③の者が各1名を推薦し、相手方の同意を得た上で協議会員に委嘱する。

(3) 学識経験者たる協議会員の任期は2年とする。

3(役員)

(1) 協議会には、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 会長代理 1名

(2) 会長及び会長代理は、学識経験者をもってあてる。

(3) 会長は、会務を総理するとともに会議の議長となる。

(4) 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4(協議会の開催)

(1) 協議会は、毎年2回(1月及び7月)開催するものとし、会長が招集する。

(2) 7名以上の協議会員の要求あるときは、会長は協議会を招集する。

(3) 前項の場合、開催を要求する協議会員は、あらかじめ協議会に提出する事項を書面で会長に通知しなければならない。

5(意見聴取)

協議会は、必要に応じ、学識経験者等の出席を求めて意見を聴くことができる。

6(傍聴)

申請人ら、豊島3自治会関係者及び香川県職員は、協議会の議事を傍聴することができる。

7(庶務)

協議会の庶務は、香川県が行う。

8(補則)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については協議会において定める。

以 上

別 記 4

専門家の関与に関する大綱

調停条項7項の規定に基づき、本件事業への専門家の指導・助言等の大綱を、以下のとおり定める。

1(基本原則)

香川県は、次に定めるところにより、専門家等による委員会及び技術アドバイザーを設置し、本件事業は、これらの指導及び助言等のもとに行う。

2(委員会)

(1) 香川県は、本件事業を実施するため、技術検討委員会の検討結果に従い、次の事項を目的とする委員会を本件事業の進捗状況に合わせて設置する。ただし、エを目的とするものは、必要と認められない場合はこの限りではない。

ア 豊島内施設及び焼却・溶融処理施設等の計画・建築等並びに本件廃棄物等の搬出・輸送に関する技術的事項

イ 上記両施設等の運営・管理に関する事項

ウ 豊島内施設の撤去に関する技術的事項

エ 本件廃棄物等の撤去後の地下水等の浄化に関する事項

(2) 委員会は、香川県が関連分野の知見を有する専門家等の中から選任した委員で構成する。香川県は、申請人らに対し、あらかじめ委員の候補者の氏名を通知する。

(3) 委員会は、技術検討委員会の検討結果に従い、専門家の関与を必要とされる事項について、指導・助言・評価・決定を行う。

(4) 委員会は、委員長が招集する。申請人ら、豊島廃棄物処理協議会の会長又は会長代理から、委員長に対し、委員会開催の要求があったときは、委員長が開催の要否を決定する。

(5) 申請人ら並びに豊島廃棄物処理協議会の会長及び会長代理は、委員会の審議を傍聴し、意見を述べることができる。

(6) 香川県は、申請人ら並びに豊島廃棄物処理協議会の会長及び会長代理に対し、あらかじめ委員会の議題を通知する。

(7) 香川県は、委員会の審議の結果了承された事項については公開する。

3(技術アドバイザー)

(1) 香川県は、技術検討委員会の検討結果に従い、技術アドバイザーを設置する。香川県

は、申請人らに対し、あらかじめ技術アドバイザー候補者の氏名を通知する。

(2) 香川県は、技術アドバイザーが行った指導・助言の内容を速やかに申請人らに連絡する。

4(雑則)

(1) 委員会及び技術アドバイザーに関する費用は、香川県が負担する。

(2) この大綱に基づく申請人らに対する通知・連絡等は、豊島廃棄物処理協議会の申請人側の協議会員のうちの1名に対して行うことをもって足りるものとする。

以 上

別 記 5

調 停 条 項

1 被申請人は、申請人及び参加人(以下「申請人ら」という。)に対し、本件解決金として金〇〇〇〇万円を支払うこととし、これを平成〇年〇月〇日限り、申請人らの〇〇銀行の普通預金口座(口座番号(略))に振り込む方法により支払う。

2 申請人らは、被申請人に対し、本件解決金のうちには、本件処分地に存する廃棄物等の対策費用に充てられるべきものが含まれてることを確認する。

3 申請人らは、被申請人に対するその余の請求を放棄する。

4 申請人らと被申請人は、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 本調停手続に要した費用は各自の負担とする。

以 上

別 記 6

調 停 条 項

1 被申請人は、申請人及び参加人(以下「申請人ら」という。)に対し、本件解決金として金〇〇〇〇万円を次のとおり分割して、申請人らの〇〇銀行の普通預金口座(口座番号(略))に振り込む方法により支払う。

(1) 平成〇年〇月〇日限り、金〇〇〇万円

(2) 平成〇年〇月〇日限り、金〇〇〇万円

2 被申請人が前項(1)の金員の支払いを怠ったときは、当然に期限の利益を失い、前項の金〇〇〇〇万円を直ちに支払う。

3 申請人らは、被申請人に対し、本件解決金のうちには、本件処分地に存する廃棄物等

の対策費用に充てられるべきものが含まれていることを確認する。

4 申請人らは、被申請人に対するその余の請求を放棄する。

5 申請人らと被申請人は、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

6 本調停手続に要した費用は各自の負担とする。

以 上

別 記 7

調 停 条 項

1 被申請人△△株式会社は、申請人及び参加人(以下「申請人ら」という。)に対し、本件解決金として金〇〇〇〇万円を支払うこととし、これを平成〇年〇月〇日限り、申請人らの〇〇銀行の普通預金口座(口座番号(略))に振り込む方法により支払う。

2 被申請人××株式会社は、申請人及び参加人(以下「申請人ら」という。)に対し、本件解決金として金〇〇〇〇万円を支払うこととし、これを平成〇年〇月〇日限り、申請人らの〇〇銀行の普通預金口座(口座番号(略))に振り込む方法により支払う。

3 申請人らは、被申請人らに対し、本件解決金のうちには、本件処分地に存する廃棄物等の対策費用に充てられるべきものが含まれていることを確認する。

4 申請人らは、被申請人らに対するその余の請求を放棄する。

5 申請人らと被申請人らは、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

6 本調停手続に要した費用は各自の負担とする。

以 上

別 記 8

調 停 条 項

1 被申請人は、申請人及び参加人(以下「申請人ら」という。)に対し、本件解決金として金〇〇〇〇万円の支払義務のあることを認める。

2 申請人らは、被申請人に対し、本件解決金のうちには、本件処分地に存する廃棄物等の対策費用に充てられるべきものが含まれていることを確認する。

3 申請人らは、被申請人に対するその余の請求を放棄する。

4 本件調停手続に要した費用は、各自の負担とする。

以 上